

(賃貸借・長期継続契約)

山梨県公用車メンテナンス付きリース契約書

山梨県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、公用車のリースに関して次のとおり賃貸借契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、甲に対し、本契約書の各条項に従って賃貸借を行うものとし、甲は、乙に対し賃借料を支払うものとする。

(契約の内容)

第2条 本契約の内容は、次のとおりとする。

品名及び数量 別紙1 リース車両一覧（以下「別紙1」という。）記載の自動車のリース一式（仕様は別紙3 車種別仕様一覧のとおり）（以下「リース車両」という。）

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借期間は、令和8年2月1日から令和14年1月31日までとする。（各車両は、別紙1に記載されたリース開始日からリース終了日まで（以下「各借入期間」という。）

(賃借料)

第4条 甲は、賃借料（別紙2 仕様書に定めるメンテナンスに係る費用も含む）として総額金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）を乙に月額払いで支払うものとする。月額及び年度別賃借料は別添リース料内訳のとおりとする。

(契約保証金)

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の保証に係る契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上の範囲内で甲と乙が協議のうえ、決定する。

3 第1項の規定に基づく契約の保証は、乙が山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2の各号の規定に該当するときは免除することができる。

(リース車両の納入)

第6条 乙は、第3条の賃貸借期間の初日（「使用開始日」）に自動車登録を行い、別紙1の配置庁舎（以下「保管場所」という。）で指定された場所へ乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、甲の使用に供しなければならない。

2 乙は、使用開始日までにリース車両を甲に納入することが困難となったときは、あらかじめ理由を付した書面により、使用開始日及び終了日の延期を申し出、甲の書面によ

る承諾を得なければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由又は、自動車登録後に必要な装備及び調整に取引上相当の日数を要する場合で、甲が事前に了承したときはこの限りではない。

- 3 前項本文の場合において、乙の責めに帰すべき事由により使用開始日に遅延が生じたときは、乙は、別紙1に記載された使用開始日の翌日から遅延日数に応じ、納入することができなかった車両のリース料総額に新たな使用開始日が経過した日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率（以下「法定利率」という。）で算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。
- 4 前項の遅延損害金は、リース料と相殺するものとする。

（検査）

- 第7条 乙は、リース車両を甲に納入したとき、その旨を遅滞なく甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受領したときは、速やかに検査し、その検査に合格したときをもって、乙からリース車両の納入を受けたものとする。
 - 3 乙は、リース車両が検査に合格しなかったときは、甲の指定する日までに、その指示に従い、これを補正しなければならない。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、リース車両の補正が完了したときについて準用する。

（リース車両の所有権）

- 第8条 リース車両の所有権は乙に属し、甲は、リース車両を、善良な管理者の注意を持って使用し、また管理しなければならない。
- 2 甲は、リース車両を保管場所において保管するものとし、当該保管場所を変更するときは、事前に乙に承諾を得なければならないものとする。
 - 3 乙は、必要に応じてリース車両の保管及び使用状況を検査できるものとし、甲は、当該検査に協力するものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（転貸の制限）

- 第10条 甲は、あらかじめ乙の書面による承諾を得ないで、リース車両の賃借権を譲渡し、又はリース車両を第三者に転貸してはならない。

（権利の保全）

- 第11条 甲は、リース車両が第三者から侵害を受けないように保全するとともに、侵害があったときは、直ちに乙に通知するとともに、速やかにその事態を解消するものとする。
- 2 甲は、リース車両の占有を侵奪されたときは、直ちに乙に通知し、乙とともに紛失届又は盗難届を所轄の警察署に提出するものとする。

(賠償責任)

第12条 甲は、リース車両又は提供を受けた代車の仕様又は保管等に起因して第三者に損害を与えたとき、又は第三者との間で紛争が生じたときは、自己の責任と負担によってこれを賠償し、又は解決するものとする。ただし、任意保険若しくは自動車損害賠償責任保険による負担になる場合はこの限りではない。

(リース車両の滅失・毀損、契約の終了)

第13条 リース車両の納入後、返還までの間に、リース車両が紛失、盗難、火災、風水害又は地震等によって滅失（修理が不能又は著しく困難な場合を含む。以下この条において同じ。）又は毀損したときは、その負担は甲が追うものとする。ただし、リース車両の滅失又は毀損が、乙の責めに帰すべき事由に寄るとき、又は甲の通常の使用に伴う摩耗もしくは損耗の時はこの限りでない。

2 甲の責めに帰すべき事由によりリース車両が滅失又は毀損し、又は甲がその占有を失った場合において、甲が支払うべき損害金を乙と協議し、その支払い完了と同時に、当該リース車両の契約は終了するものとし、乙が当該リース車両を廃棄するとともに登録を抹消するものとする。

(秘密の保持等)

第14条 乙は、業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(賃借料の支払)

第15条 甲は、乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に賃借料を支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに賃借料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(延滞違約金)

第16条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、第6条の履行が遅延している場合は、遅延日数に応じ、賃借料に民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

(甲による契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 賃貸借期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

(3) 第20条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。

(4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

(5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(6) 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。

ウ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として賃借料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（公正入札違約金）

第18条 乙は、前条第1項第6号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するかどうかを問わず、違約金として、賃借料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。賃貸借契約が完了した後も同様とする。

- 2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に同項の違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(危険負担)

第19条 賃貸借期間中に賃貸借事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙による契約の解除請求)

第20条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

- 2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

(契約終了時の当事者の義務)

第21条 甲は、この契約が終了したときは、通常損耗及び経年変化を除き、このリース車両を原状に回復して返還するものとする。ただし、乙が認めた場合は、この限りではない。

- 2 乙は、この契約が終了したときは、速やかにこのリース車両を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとし、これらに要する費用を乙の負担とするものとする。

- 3 甲は、乙が正当な理由なく、相当期間内にこのリース車両を撤去せず、又は設置場所の原状回復を行わないときは、乙に代わってこのリース車両を処分し、また設置場所の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、これらに要した費用を負担しなければならない。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(長期継続契約)

第24条 この契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山梨県条例第90号）に基づく長期継続契約である。

2 この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳入歳出予算の減額又は削除があったときは、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

（契約に定めのない事項）

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎 ⑤

乙 （住所） 〇〇
（企業名） 〇〇
（代表者） 〇〇 ⑤